大同大学同窓会会則

第 1 章　　総則

（名称）

第 1 条　　この会は、大同大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

（本部および支援組織）

第 2 条　　本会は、本部を大同大学（以下「大学」という。）内におく。

2　　本会は、執行委員会の審理を経て、総会の承認により、支援組織を設けることができる。

3　　支援組織の設立については、「支援組織に関する規程」に基づく。

（名称）

第 3 条　　本会の組織は別表に定める。

第 2 章　　目的および事業

（目的）

第 4 条　　本会は、会員相互の和親の向上を図り、大学の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第 5 条　　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 会報、その他の刊行

(2) 研究会、講演会等の開催

(3) 会員相互の親睦事業

(4) 学生育成に関する事業

(5) 大学の発展のための事業

(6) その他、必要な事業

第 3 章　　会員

（会員構成）

第 6 条　　本会は、一般会員、学生会員、委託修了会員をもって組織する。

2　　会員の個人情報については、「個人情報保護に関する規程」に定める。

（会員資格）

第 7 条　　会員の資格は、次に定める者とする。

(1) 一般会員　　大同工業短期大学、大同工業大学または大学を卒業、ならびに大同工業大学大学院または大同大学大学院（以下「大学院」という。）を修了した者で、「会費に関する規程」に定める入会金および終身会費（以下「会費」という。）を納付した者

(2) 学生会員　　大学または大学院に在籍する者で、既に正会員の資格を有する者は除く

(3) 委託修了会員　　大同工業大学または大学の委託課程を修了した者で、本会への入会を希望し、「会費に関する規程」に定める手続きを経た者

（正会員）

第 8 条　前条の会員のうち、執行委員会において推薦し、会長の承認により、正会員を選出する。

2　正会員は、一般社団法人大同大学同窓会（以下「法人」という。）の社員とする。

（会員の義務）

第 9 条　本会の会員は、「会費に関する規程」に基づき、会費を納めなければならない。

第 10 条　会員は、総会を組織して、総会の運営に加わらなければならない。

2　会員は、本会の目的とする事業に積極的に協力しなければならない。

（退会）

第 11 条　会員は、別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。

（除名）

第 12 条　会員が、本会の義務に違反した場合または本会の名誉を著しく傷つける行為をした場合には、法人理事会（以下「理事会」という。）の決議により除名することができる。

（会員の資格喪失）

第 13 条　会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

①退会したとき。

②成年被後見人または被保佐人になったとき。

③死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

④除名されたとき。

⑤総正会員の 3 分の 2 が同意したとき。

（資格の復帰）

第 14 条　前条の事由において資格を喪失した者より、資格喪失の事由が解消し資格復帰の申し出があった場合、理事会の議決により資格を復帰することができる。

（名誉会長、名誉会員および特別会員）

第 15 条　本会は、名誉会長、名誉会員ならびに特別会員をおくことができる。

(1) 名誉会長　大学学長とする

(2) 名誉会員　本会の目的とする事業の運営に貢献を与えた者で、執行委員会の推薦により総会で承認された者とする

(3) 特別会員　大学および大学院の専任教職員並びに退職した専任教職員とする

（名誉顧問）

第 16 条　本会は、名誉顧問をおくことができる。

2　名誉顧問は、本会の目的とする事業に貢献を与えた者で、執行委員会が推薦し総会で承認された者とする。

3　名誉顧問は、本会会長経験者とする。

第 4 章　　評議員

（評議員）

第 17 条　本会は、次の役職をもって評議員とする。

(1)会長	1 名
(2)副会長	3 名
(3)顧問	1 名
(4)参与	若干名
(5)支援組織連絡協議会代表	1 名
(6)代表委員長	1 名
(7)代表委員	50 名程度

（評議員の選出）

第 18 条　本会の評議員は別に定める「評議員選出に関する申し合わせ」に基づき選出する。

（評議員の職務権限）

第 19 条　評議員は次の職務を行う。

(1)会長は、本会を代表し、会務を総理する。会長が職務を遂行できない場合には、副会長より会長代行を選出する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会務を分担する。

(3)顧問は、会長、副会長の相談役となり、会務に参画する。

(4)執行委員は、本会の会務に参画するとともに、委員会の会務を掌理する。

(5)支援組織連絡協議会（以下「協議会」という。）代表は、支援組織の会務を掌理するとともに、支援組織の代表者と連絡を密にし、支援組織の運営に関し助言する。また、支援組織と理事会との連絡・調整を担う。

(6)代表委員は、本会の会務を監査し意見を述べる。

（評議員の任期）

第 20 条　評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2　欠員により補充した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　評議員は、任期満了に至っても、後任者が選出されるまではその職責を果たさなければならない。

（評議員の辞任）

第 21 条　評議員が辞任しようとする場合は、原則として 2 ヶ月前に会長に申し出なければならない。

2　評議員の辞任については、執行委員会の承認を得る。

（評議員の解任）

第 22 条　評議員が次の各号の一に該当すると理事会において判断された場合には、理事会の決議により解任することができる。

(1)法令の規定または本会則の定めに著しく違反したとき

(2)評議員の職務に著しく違反したとき

(3)本会の名誉を著しく傷つける行為をしたとき

(4)評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

第 5 章　　総会

(総会)

第 23 条　総会は、1 年に 1 回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことがある。

2　総会は、一般会員及び委託修了会員で構成し、会長が召集する。

3　総会の議長は、会長があたる。

4　総会における定足数は、これを定めない。

第 24 条　総会においては、次の事項について審議もしくは承認を行う。

(1)事業報告ならびに収支決算の報告

(2)事業計画ならびに収支予算計画の報告

(3)評議員の選出

(4)会則等の改廃

(5)会費に関する事項

(6)その他重要な事項

(総会の議決)

第 25 条　総会の審議は出席者の過半数をもって議決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会構成員として議決に加わることができない。

第 6 章　　会議

(会議)

第 26 条　会議は執行委員会、委員会、代表委員会、協議会および評議員会とする。

(執行委員会)

第 27 条　執行委員会は、会長、副会長、参与、協議会代表および顧問で構成し、本会の企画・立案・運営について審議する。

2　執行委員会は、会長が召集し、議長となる。会長が議長を務めることができない場合には、副会長より議長代行を選出する。

3　執行委員会は、執行委員会構成員の過半数の出席で成立し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

4　議事は、出席者の過半数をもって議決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　議長は、執行委員会構成員として議決に加わることができない。

6　議長は、必要に応じて事務局員に対して、オブザーバーとして執行委員会への出席を要請することができる。

7　執行委員会は、本会における次の事項について審議もしくは検証しなければならない。

(1)事業報告ならびに収支報告

(2)事業計画ならびに収支予算

(3)正会員の推薦

(4)理事を除く評議員の選出
(5)会則等の改廃
(6)会費に関する事項
(7)会務執行
(8)その他重要な事項

(委員会)
第 28 条　委員会は事務局により提起され、執行委員会の承認を得て発足する。
2　各委員会の委員長は、副会長または参与がこれにあたる。
3　各委員会は委員長が招集し、委員会の議長となる。
4　各委員会の委員は、委員長の指名ならびに推薦とし、一般会員及び委託修了会員より選出する。
5　各委員会の委員長は、執行委員会に委員会の会務を報告する義務を負う。
6　各委員会の廃止は、執行委員会の承認を得る。

(代表委員会)
第 29 条　代表委員会は、代表委員で構成する。
2　代表委員会は、代表委員長が召集し、議長となる。代表委員長が議長を務めることができない場合には、参加者の互選により議長代行を選出する。
3　代表委員会は、本会の会務運営について意見を聞き、議長はその意見を執行委員会に報告しなければならない。
4　代表委員会において、会務に関する事項の説明を要する場合には、会長が回答する義務を負う。

(支援組織連絡協議会)
第 30 条　協議会は、支援組織の代表者で構成する。
2　協議会は、協議会代表が召集し、議長となる。協議会代表が議長を務めることができない場合には、参加者の互選により議長代行を選出する。
3　協議会代表は、次の事項について検討し、執行委員会に報告しなければならない。
(1)支援組織の会務の執行状況
(2)支援組織による本会会務の執行支援
(3)支援組織活性化のための支援状況
(4)その他重要な事項

(評議員会)
第 31 条　評議員会は、第 17 条に定める評議員で構成する。
2　評議員会は、会長が必要に応じ召集し、議長となる。
3　評議員会では、本会の会務について意見交換を行い、本会の活動向上の推進を図る。

第 7 章　会計

(経費)
第 32 条　本会の経費は、会費、寄付金および事業によって生じる果実などの資産をもってあてる。

（会計年度）

第 33 条　会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 34 条　事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て社員総会の承認を受けなければならない。

（事業報告及び決算）

第 35 条　事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

①事業報告

②事業報告の附属明細書

③貸借対照表

④損益計算書（正味財産増減計算書）

⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（資金の運用）

第 36 条　資金の運用については、「資金の管理・運用に関する規程」として別に定める。

第 8 章　支援組織

（運用）

第 37 条　支援組織の運用については、「支援組織に関する規程」として別に定める。

第 9 章　事務局

（事務局）

第 38 条　本会は、事務局を設け、愛知県名古屋市南区滝春町10番地3に置く。（大学に同じ）

2　事務局は、事務局長、事務局長補佐、会計および事務局員で構成する。

3　事務局長、事務局長補佐および会計は、原則学校法人大同学園に勤務する正会員とし、会長が任命する。

4　事務局員は、法人が採用し、事務局長が管理・監督する。

（事務局の業務）

第 39 条　事務局長は会務の執行にあたるとともに、事務局を構成し、事務ならびに会計を掌理する。

2　事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長が職務を遂行できないときは、その職を代行する。

3　会計は、経費ならびに資産の管理にあたるとともに、第 34 条および第 35 条の書類作成を補助する。

4　事務局員は、次の業務を担う。

①会議に係る連絡調整

②会員情報の管理

③支援組織との連絡調整
④その他本会会務の執行支援

第 10 章　解散

（解散）

第 40 条　本会の解散は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の承認をうけ、法人社員総会（以下「社員総会」という。）において承認を得なければならない。

（財産の処分）

第 41 条　本会解散にともなう残余財産の処分は、社員総会の議決を経て、法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章　規定

（細則規定）

第 42 条　本会則に定めていない細則については、執行委員会において議決し、必要に応じて総会に上程する。

（規程の改廃）

第 43 条　本会則の改廃は、執行委員会において議決し、理事会に報告する。

第 12 章　附則

第 1 条　この会則は、1965 年 11 月 21 日から施行する。（制定）
第 1 条　この会則は、1994 年 5 月 21 日から施行する。（全面改正）
第 1 条　この会則は、2000 年 5 月 20 日から施行する。（部分改正）
第 1 条　この会則は、2002 年 5 月 25 日から施行する。（部分改正）
第 1 条　この改正規程は、2008 年 5 月 31 日から施行する。（会員の個人情報保護、部会設立の改正）
第 1 条　この改正規程は、2009 年 5 月 30 日から施行する。（校名変更および顧問の設置に伴う改正）
第 1 条　この会則は、2010 年 5 月 30 日から施行する。（部分改正）
第 1 条　この会則は、2012 年 4 月 1 日から施行する。（部分改正）
第 1 条　この会則は、2013 年 5 月 26 日から施行する。（部分改正）
第 1 条　この会則は、2014 年 5 月 23 日から施行する。（部分改正）
第 1 条　この会則は、2015 年 5 月 23 日から施行する。（部分改正）
第 1 条　この会則は、2018 年 5 月 26 日から施行する。（部分改正）
第 1 条　この会則は、2019 年 5 月 25 日から施行する。（法人設立に伴う部分改正）
第 1 条　この規程は、2023 年 5 月 27 日から施行する。（資金の運用に関する条文追加　他）

＜別表＞

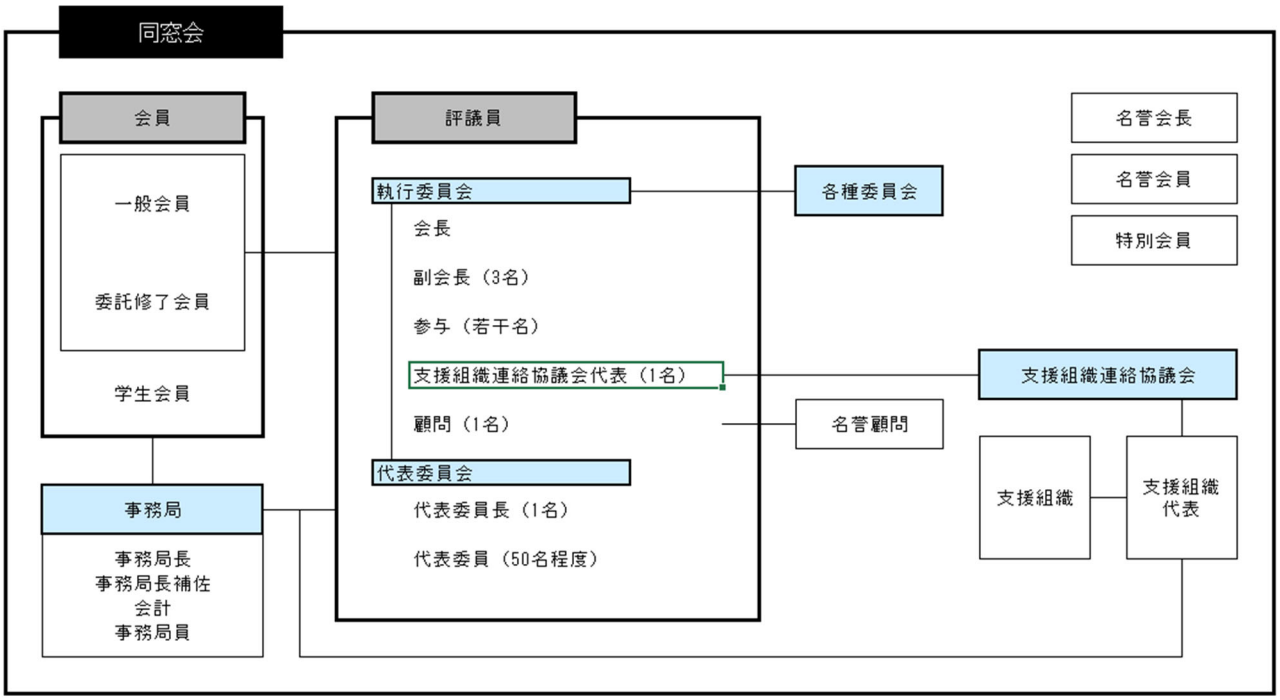
同窓会
会員
一般会員
委託修了会員
学生会員
事務局
事務局長
事務局長補佐
会計
事務局員
評議員
執行委員会
会長
副会長（3名）
参与（若干名）
支援組織連絡協議会代表（1名）
顧問（1名）
代表委員会
代表委員長（1名）
代表委員（50名程度）
各種委員会
名誉顧問
支援組織連絡協議会
支援組織
支援組織代表
名誉会長
名誉会員
特別会員